

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 31 年 3 月 15 日

豊後大野市長 川野 文敏

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
三重町芦刈地区（更新）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 2 月 22 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
【経営体数】

法人	1 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	組 織
4. 3 の結果として、当該区域に中心経営体が十分いるかどうか
中心経営体は十分確保されている
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・中心経営体となっている（農）芦刈農産を中心に、水稻・麦・大豆・スイートコーン・甘藷・水田ゴボウ・野菜を中心とした作付を行い、農地を保全していく。規模拡大とオペレーターとの調整を図るとともに、それに対応できる機械（トラクター・コンバイン等）の更新を計画的に行い、コスト低減や・高品質農産物生産を実現する。
 - ・（農）芦刈農産を中心とした集落営農が確立されており、今後も、オペレーターや一般作業に集落が協力して取り組む。
 - ・経営作物の複合化を行うとともに、加工品にも力を入れて 6 次産業化を進める。
 - ・担い手やオペレータ不足のため、後継者や新規就農者を従業員として受け入れる体制を整備した。今後はオペレーターを育成し、複合化・6 次産業化を進め、経営の安定を図る。